**平成２８年（フ）第４４１号**
大阪市中央区日本橋２―15―４　ラフォルテ日本橋306、住民票上の住所兵庫県南あわじ市賀集八幡南326番地　さくら台団地しだれ棟３－３号
債務者　前川　　翔
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９０１号**
大阪府茨木市新郡山２丁目31番31号
債務者　中多喜代子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１０７５号**
大阪市都島区東野田町１丁目17番11―901号
債務者　齋藤　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１２２９号**
大阪市住吉区長居１丁目14番３号シティホームズ長居公園201号
債務者　田食知佐子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１２９７号**
大阪府東大阪市長堂１丁目19番４号　レディース長堂103号、前住所大阪府東大阪市友井４丁目３番45号
債務者　綾部　和夫
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１３６８号**
大阪府枚方市宮之阪１丁目12番９―101号
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１４０５号**
大阪市港区波除１丁目６番４―903号
債務者　松下香津美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５９０号**
大阪府貝塚市脇浜４丁目14番４号
債務者　辻　　尚希
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第８９号**
大阪府泉大津市条南町１番17号
債務者　石井　智子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第９０号**
大阪府貝塚市畠中２丁目２番１号
債務者　鈴木千代美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１０３号**
大阪府和泉市伏屋町２丁目７番20―102号
債務者　平澤　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１０９号**
大阪府岸和田市小松里町2232番地ブランシャトー久米田101号
債務者　赤木愃こと　禹　　愃
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１２９号**
大阪府泉南市樽井２丁目20番10号タウンハウス・エイコーＡ103号、前住所大阪府堺市西区草部265番地13
債務者　**徳**元　和子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１３０号**
大阪府阪南市箱の浦399番地の120
債務者　田中　伸吾
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１３１号**
大阪府阪南市箱の浦399番地の120
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１４１号**
大阪府貝塚市三ツ松769番地15
債務者　岡田　久美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１４２号**
大阪府泉佐野市長滝1659番地の７、前住所大阪府和泉市府中町７丁目５番50―606号
債務者　牧浦　順子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係